（例規２５）

陸幕人教第１９９号
令和４年３月２４日

改正　令和５年　３月 29 日陸幕人教第 472 号

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長
各機関の長
殿

陸上幕僚長
（公印省略）

薬物検査の実施要領について（通達）
（人教定第２１４号・人教定第２１５号）

標記について、令和４年４月１日から別紙のとおり実施されたい。

なお、陸幕人教第３０９号（３０．４．２７）「薬物検査の実施要領について（通達）」及び陸幕人教第３１０号（３０．４．２７）「「薬物検査の実施要領について（通達）」の解説について（通知）」は廃止する。

添付書類：別紙

別　紙

薬物検査実施要領

１　趣　旨

この要領は、陸上自衛隊における自衛官に対する薬物検査に必要な事項を定めるものであり、当該薬物検査の実施によって、違法な薬物使用（以下「薬物乱用」という。）を未然に防止することにより厳正な規律を保持するとともに、薬物事案等が発生した部隊等に所属する他の自衛官に薬物乱用がないことを確認することにより、陸上自衛隊に対する国民の信頼を確保するものである。

２　用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　薬物検査　自衛官に対して、大麻取締法（昭和２３年法律第１２４号）第１条に規定する大麻、覚醒剤取締法（昭和２６年法律第２５２号）第２条第１項に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和２８年法律第１４号）第２条第１号に規定する麻薬若しくは同条第６号に規定する向精神薬又はあへん法（昭和２９年法律第７１号）第３条第２号に規定するあへん若しくは同条第３号に規定するけしがらの人体への摂取の有無を確認するために行う検査をいう。

(2)　検査実施責任者　薬物検査を適正に実施する責務を有する者で、陸上幕僚長が指定した者をいう。

(3)　総括検査実施者　検査実施者の職務の総括を行い、必要に応じ検査実施者の職務の実行に当たり所要の統制を行う者で、必要により検査実施責任者が指定した者をいう。

(4)　検査実施者　薬物検査の実施に関する職務を行う者で、検査実施責任者が指定した者をいう。

(5)　検査対象部隊等　薬物検査の実施の対象となった部隊等をいう。

(6)　検査対象者　薬物検査の実施の対象となったことを告知された者をいう。

(7)　検査員　採尿状況の監視及び指導並びに採尿された尿を駐屯地医務室等に持ち込むまでの間、当該尿の管理に関する職務を行う者で、検査実施者が指定した者をいう。

(8)　無作為抽出法　認識番号等を使用して、乱数表等により規則性を持たせないで抽出する方法をいう。

(9)　無作為抽出法による薬物検査　無作為抽出法により抽出した検査対象者に対する薬物検査をいう。

(10)　１次検査　薬物検査に同意した者から採取した尿で行う当初の薬物検査をいう。

(11)　２次検査　１次検査で陰性と判定されなかった者の尿について、改めて外注で行う薬物検査をいう。

３　検査実施責任者、検査実施者等の指定

(1)　検査実施責任者は、陸上総隊司令官、各方面総監、各部隊長及び各機関の長とする。

(2)　総括検査実施者は、検査実施者を長とする部隊等の上級部隊等の長とする。

(3)　検査実施者は、中隊等の直近上位の部隊等の長で、連・群長、師団直轄大隊長等を基準とする。この際、部隊等の編制上、検査実施責任者の直近下位の部隊等が検査対象部隊等となる場合は、検査実施責任者が検査実施者を兼ねる。
(4)　検査実施責任者、検査実施者等は、付紙第１のとおりとし、また、それぞれが行う業務の連接については、付紙第２のとおりとする。
(5)　検査員には、検査対象者以外の隊員を指定し、検査員の人数等の細部は、検査実施者が定める。

４　検査対象者の選定
(1)　無作為抽出法による薬物検査
ア　検査対象者は、陸上幕僚長が示す無作為抽出法により抽出した自衛官の認識番号等に基づき、検査実施責任者が定める。
イ　陸上幕僚長が示す自衛官の認識番号等に該当する者が、臨時勤務、入校、海外勤務、入院、病気休暇、休職で一時的に部隊等から離れている場合は、検査実施責任者は、陸上幕僚長から当該自衛官に関する指示を受けた当該四半期の間を問わず、原隊復帰の後、当該自衛官を検査対象者として定めることを原則とする。
(2)　薬物事案等が発生した場合に実施する薬物検査
ア　当該検査の実施基準は、次のとおりとする。
(ｱ)　次に掲げる、麻薬、覚醒剤等の不法使用、不法所持等に係る事案が発生した場合に実施する。
ａ　隊員のうち、大麻取締法（昭和２３年法律第１２４号）、覚醒剤取締法（昭和２６年法律第２５２号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和２８年法律第１４号）、あへん法（昭和２９年法律第７１号）又は薬物乱用防止に関する条例違反（以下「覚醒剤取締法等違反」という。）による検挙者が生起した場合
ｂ　駐屯地等において薬物乱用に関する物的証拠（薬物、吸引具等）が発見された場合
ｃ　隊員のうち、捜査機関が実施する薬物検査において、薬物について陽性と判定された場合
ｄ　自衛隊において、覚醒剤取締法等違反又は薬物乱用の事実を認定された隊員が生起した場合
(ｲ)　覚醒剤取締法等違反又は薬物乱用の可能性が高いが、その事実が認定されるには至らない隊員を確認した場合は、検査実施責任者の上申により、必要に応じて実施する。
イ　検査実施の対象は、薬物事案等が発生した部隊等を検査対象部隊等とし、その規模は、中隊等（所属人員が１００名程度の部隊、部・課等、又は、隊務等を行う際に行動を共にする部隊をいう。）を基準として、陸上幕僚長の指示に基づき、検査実施責任者が定める。
ウ　検査対象者は、検査対象部隊等に所属する全自衛官とする。ただし、次に掲げる薬物検査は、発生した事案等の態様に応じて、陸上幕僚長の指示に基づき、検査実施責任者が定めるものとする。
(ｱ)　事案等が発生した部隊等に所属し、臨時勤務、入校等で当該部隊等から一時的に離れている自衛官の検査
(ｲ)　臨時勤務、入校等中の隊員による薬物事案等が発生した場合の検査
(ｳ)　その他、特異な事案が発生した場合の検査

5　薬物検査の実施体制

(1)　無作為抽出法による薬物検査

ア　陸上幕僚長は、検査実施責任者に対し、四半期ごと、無作為抽出法により抽出した認識番号等とともに、当該四半期における検査の実施を指示する。

イ　検査実施責任者は、前号の指示を受けた後、速やかにその内容を総括検査実施者又は検査実施者に通知し、検査実施責任者が通知を受けた当該四半期の間に検査対象者全員の検査の実施を命ずる。

ウ　検査対象者が所属する部隊等を、検査対象部隊等とする。

エ　検査実施者は、検査対象部隊等の検査実施日の選定に当たり、当該部隊が所在する駐屯地等の他部隊の検査実施者との調整を行い、努めて日程を近づけて実施する。この際、駐屯地司令は、保全の処置を適切にしつつ、全般の統制を行うことができる。

(2)　薬物事案等が発生した場合に実施する薬物検査

検査実施責任者は、事案等発生後速やかに総括検査実施者又は検査実施者に検査対象部隊等を通知し、薬物検査の実施を命ずる。

6　検査対象者への告知及び同意の取付け

(1)　検査実施者は、検査対象部隊等の長を通じ、検査実施日の前日以降に、検査対象者に当該薬物検査の実施の対象となったことを告知する。

(2)　検査実施者は、薬物検査を実施しようとするときは、あらかじめ、検査対象者に対し、付紙第３による薬物検査同意書（以下「同意書」という。）を閲読させ、同意書に記載された内容を口頭で説明した上で、同意書により検査対象者の同意を得なければならない。

(3)　薬物検査に先立ち、あらかじめ行う同意書による同意の取付けは、検査実施者の裁量で、検査対象部隊等を選定する以前に行うことができる。

(4)　前号により同意が得られている場合においても、当該自衛官が、検査実施者の異なる部隊等に異動になった際は、改めて、異動先部隊等の検査実施者が、同意書による同意を取り付ける。

(5)　医薬品を恒常的又は一時的に服用している者が、同意を断った場合については、１次検査で陰性と判定されない場合においても、２次検査で結果が明らかになる旨を説明し、受検を勧める。

(6)　検査実施者は、検査対象者の求めに応じて、その者の選定方法について説明を行う。

(7)　同意書は、検査実施者が保管し、当該文書の保存期限は３年間とする。

7　薬物検査の実施

(1)　検査実施者は、薬物検査の受検に同意した検査対象者に対して、陸上幕僚長が指定する薬物尿検査キットにより検査を実施する。この際、薬物検査に係る業務の流れは付紙第４によるものとする。

(2)　薬物尿検査キット等の管理

薬物尿検査キット等の管理については、それぞれの薬物検査ごと、次に示す要領を基本とする。必要に応じ、無作為抽出法による薬物検査のためのものとして管理する薬物尿検査キット等を、薬物事案等が発生した場合に実施する薬物検査に使用できる。

ア　無作為抽出法による薬物検査

補給統制本部で調達した後、各補給処に保管し、四半期ごと、各駐屯地に所要数を配分する。

イ　薬物事案等が発生した場合に実施する薬物検査

補給統制本部で調達した後、関東補給処で保管し、事案発生後、直ちに事案発生部隊等が所在する駐屯地等に送付する。

(3)　検　査

ア　１次検査

(ｱ)　検査実施者は、検査対象部隊等が所在する駐屯地医務室等（以下「医務室等」という。）の支援を受け、無作為抽出による１次検査を実施する。この際、医務室等又は検査実施者が指定した場所において、尿検査を実施する。

(ｲ)　医務室等は、検査対象部隊等における検査対象者の１次検査終了後、直ちに検査結果を検査実施者に通報する。

(ｳ)　検査実施者は、医務室等から１次検査の結果、陰性と判定されない尿を確認した旨の通知を受けた場合、直ちに最寄りの警務隊に通報する。この際、警務隊からは、当該検査結果のみをもって直ちに捜査に移行するものではないため、新たな犯罪発生の未然防止の観点から、必要な防犯助言を受ける。

(ｴ)　検査実施者は、検査結果について検査対象者が知ることがないよう保全を徹底する。

イ　２次検査（精密検査）

(ｱ)　医務室等は、１次検査の結果、陰性と判定されない尿を確認した場合、委託業者に対して２次検査（精密検査）の手続を行う。この際、使用する尿は、改めて採尿することなく、１次検査で使用した尿で採尿容器に残されたものを使用する。

(ｲ)　医務室等は、２次検査（精密検査）の結果について、検査実施者に通知する。

(ｳ)　検査実施者は、２次検査の結果、陽性と判定された検査対象者から、薬物使用の有無その他必要な事項について聴取する。

(4)　採　尿

ア　採尿は、検査対象者への告知以降、努めて早期に行う。臨時勤務、入校等で一時的に部隊等から離れている自衛官で、これによりがたい場合、当該自衛官の薬物検査は、別に行い努めて早期に終了する。

イ　検査実施者は、検査員の監視及び指導の下、検査対象部隊等に採尿を行わせる。この際、検査員は、尿の入れ替え等の不正行為がないよう監視及び指導するとともに、女性自衛官の採尿に当たっては、直前に持ち物検査を行う等して、採尿が適正に行われていることを確認する。

ウ　検査実施者は、検査対象者の尿であることが確実に識別できるよう、尿の管理を行う。

なお、採尿の手順は次のとおりとする。

(ｱ)　隊舎等のトイレで、検査対象者自らが、紙コップで尿を３０ミリリットル以上採取し、当該尿を紙コップから採尿容器に目盛りが３０ミリリットル以上になるように移し替える。この際、採尿状況の監視のため、検査実施者が指定する人員は、各トイレに１名以上配置する。

(ｲ)　検査実施者は、あらかじめ、検査対象者の所属、階級、氏名、採尿の日付等必要な事項に併せ、各検査対象者に採尿番号を付与した名簿を作成することとし、

尿を注入した採尿容器には、当該尿を採取した検査対象者の所属及び採尿番号のみを記入する。

(ｳ)　採尿後は、検査実施者が指定する者が、(ｲ)の名簿等、個人が特定されるものを付すことなく、採尿容器のみ検査対象部隊等のものを取りまとめて、駐屯地医務室等に搬入する。

なお、(ｲ)の名簿は、検査実施者が保管する。

(ｴ)　搬入された尿の数量が当該日での検査能力を超える場合、当該尿は、医務室等において、鍵のかかる部屋等において保管する等して、尿の移し替え等の不正を防止し、翌日等努めて早期に検査を行う。

(ｵ)　検査を終了した検査対象者の尿で採尿容器に残されたもののうち、陰性と判定された検査対象者の尿は廃棄する。

(5)　報告等

ア　検査実施者は、第３号に定める薬物検査の実施後、速やかにその結果（以下本項において「実施結果」という。）を検査実施責任者に報告する。

イ　検査実施責任者は、実施結果に基づき、自衛官に薬物乱用の疑いがあると認める場合には、直ちに陸上幕僚長にその旨を報告するとともに、警務隊への通報又は刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第２３９条第２項の規定に基づく告発を行い、併せて当該自衛官の懲戒権者に申立てを行う。

ウ　検査実施責任者は、アの報告を受けた場合及びイに定める措置を行った場合には、実施結果その他必要な事項を記録し、この記録を保管するとともに、この記録の内容について陸上幕僚長に報告する。

８　検査に同意しない検査対象者の取扱い

(1)　検査実施者は、検査対象者が薬物検査に同意しないときは、検査対象者からその理由を聴取するとともに、検査対象者に対し、同意書に記載された内容を再度説明し、改めて薬物検査の受検を求める。

(2)　前号の求めにもかかわらず、検査対象者が薬物検査の受検に同意しない場合には、検査実施者はその旨を検査実施責任者に報告する。

(3)　検査実施責任者は、検査実施者から前号の報告を受けた場合には、検査対象者が薬物検査の受検に同意しない理由その他必要な事項を付紙第５により記録し、この記録を保管するとともに、速やかに陸上幕僚長に報告する。

(4)　検査実施責任者は、第４項の規定にかかわらず、薬物検査の受検に同意しない自衛官については、翌年度も改めて検査対象者に定める。

(5)　検査実施責任者は、第３号の記録に関して捜査機関から刑事訴訟法第１９７条第２項の規定に基づく照会があった場合には、第３号の記録の内容に基づく書類を提出する。

９　個人情報の保護

検査実施責任者、検査実施者等は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）、その他の法令の定めるところに従い、検査対象者の個人情報の保護に万全を期する。

10　教育等

(1)　検査実施責任者、検査実施者等は、薬物検査の円滑な実施を図るため、所属の自衛

官に対して、薬物検査に関する教育等を実施する。

(2)　検査実施責任者、検査実施者等は、薬物検査に関する事項について理解させるため、新たに所属となった自衛官に対して、必要な教育を実施する。

11　部隊長等への通知

(1)　検査実施者は、検査対象者の薬物検査の結果等について、付紙第６により作成するとともに、当該検査対象者が所属する部隊等の長に通知する。

(2)　前号の通知文書の保存期限は、３年間とする。

12　隊員の異動時における処置

(1)　検査実施者は、検査対象者であった者が異動する場合、同意書及び第１１項第１号の通知文書の写しを携行させ、異動先の検査実施者は、これを保管する。

(2)　検査実施責任者は、第８項第３号の記録に含まれている者が異動する場合、当該内容を異動先の検査実施責任者に通知する。

13　陸上幕僚長への報告

(1)　薬物検査に同意しない自衛官（人教定第２１４号）
第８項第３号による。

(2)　薬物検査実施状況報告書（人教定第２１５号）
検査実施責任者は、実施した薬物検査の実施状況について、付紙第７による薬物検査実施状況報告書を作成し、次の各号に定める時期に、陸上幕僚長に提出する。

ア　無作為抽出法による薬物検査の場合
薬物検査を実施した四半期の翌月２０日まで

イ　薬物事案が発生した場合に実施する薬物検査の場合
検査後、速やかに

付紙第１

検査実施責任者、検査実施者等一覧

<table>
<tr><th>番号</th><th>検査実施責任者</th><th>総括検査実施者</th><th>検査実施者</th></tr>
<tr><td>１</td><td>陸上総隊司令官</td><td>団長等を基準とし、必要により指定する。</td><td rowspan="32">中隊等の直近上位の部隊等の長で、連・群隊長、師団直轄大隊長等を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２</td><td>北部方面総監</td><td rowspan="5">師団長等を基準とし、必要により指定する</td></tr>
<tr><td>３</td><td>東北方面総監</td></tr>
<tr><td>４</td><td>東部方面総監</td></tr>
<tr><td>５</td><td>中部方面総監</td></tr>
<tr><td>６</td><td>西部方面総監</td></tr>
<tr><td>７</td><td>警務隊長</td><td rowspan="10"></td></tr>
<tr><td>８</td><td>中央業務支援隊長</td></tr>
<tr><td>９</td><td>中央会計隊長</td></tr>
<tr><td>１０</td><td>会計監査隊長</td></tr>
<tr><td>１１</td><td>中央輸送隊長</td></tr>
<tr><td>１２</td><td>中央音楽隊長</td></tr>
<tr><td>１３</td><td>中央管制気象隊長</td></tr>
<tr><td>１４</td><td>自衛隊情報保全司令</td></tr>
<tr><td>１５</td><td>自衛隊体育学校長</td></tr>
<tr><td>１６</td><td>幹部候補生学校長</td></tr>
<tr><td>１７</td><td>富士学校長</td><td>団長を基準とし、必要により指定する。</td></tr>
<tr><td>１８</td><td>高射学校長</td><td rowspan="12"></td></tr>
<tr><td>１９</td><td>情報学校長</td></tr>
<tr><td>２０</td><td>航空学校長</td></tr>
<tr><td>２１</td><td>施設学校長</td></tr>
<tr><td>２２</td><td>通信学校長</td></tr>
<tr><td>２３</td><td>武器学校長</td></tr>
<tr><td>２４</td><td>需品学校長</td></tr>
<tr><td>２５</td><td>輸送学校長</td></tr>
<tr><td>２６</td><td>小平学校長</td></tr>
<tr><td>２７</td><td>衛生学校長</td></tr>
<tr><td>２８</td><td>化学学校長</td></tr>
<tr><td>２９</td><td>高等工科学校長</td></tr>
<tr><td>３０</td><td>教育訓練研究本部長</td><td>団長を基準とし、必要により指定する。</td></tr>
<tr><td>３１</td><td>補給統制本部長</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>３２</td><td>自衛隊中央病院長</td></tr>
</table>

付紙第２

検査実施責任者、検査実施者等が行う業務の連接

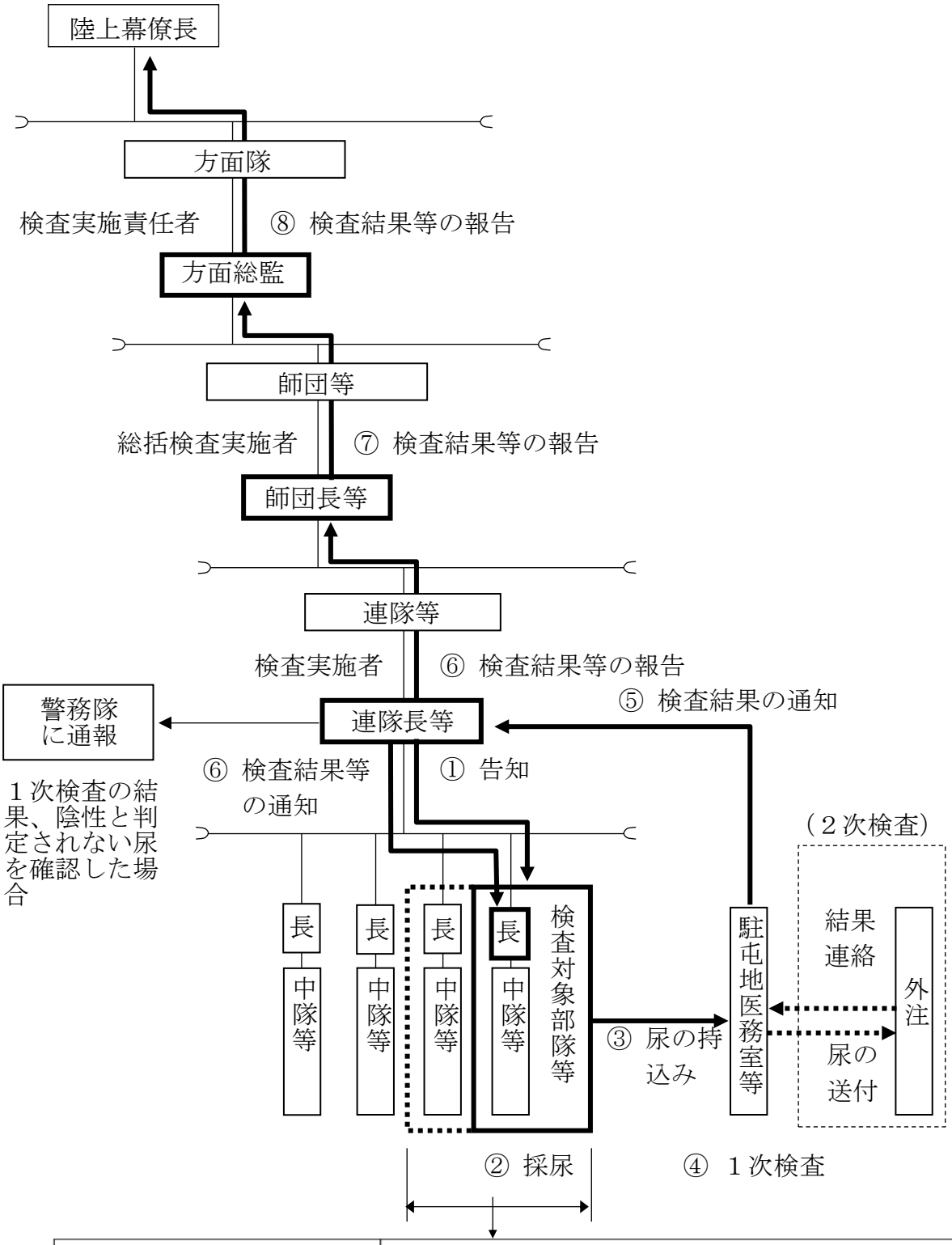

無作為抽出法による薬物検査	検査対象者が所属する部隊等であり、検査実施者が決定
薬物事案が発生した場合に実施する薬物検査	事案等が発生した部隊等で、かつ、中隊等を基準として、検査実施責任者が決定

付紙第３

薬物検査同意書

１　薬物検査は、市販の薬物尿検査キット等を使用して、薬物の人体への摂取の有無を確認するために行うものです。

２　薬物検査は、違法な薬物使用（以下「薬物乱用」という。）を未然に防止することにより厳正な規律を保持するとともに、薬物使用がないことを確認することにより自衛隊に対する国民の信頼を確保することを目的として実施するものです。

３　薬物検査は、検査対象者本人の同意を得た上で行います。

４　薬物検査の受検に同意しなかった場合、その事実は検査記録として保管されます。
　この検査記録は、部内整理用として作成するものですが、犯罪捜査のため、捜査機関から関係法令に基づく照会があった場合には、当該検査記録を捜査機関に提出します。

５　この薬物検査の受検に同意しなかった者は、翌年度も検査対象者となります。

６　市販の薬物尿検査キットによる検査の結果、陰性と判定されなかったときは、その結果を確認するために、別の方法による再検査を行う場合があります。

７　薬物検査の結果、薬物乱用の疑いがあると認められた場合には、捜査機関に通報又は告発をするとともに、懲戒権者への申立てを行います。

以上を踏まえ、以下の質問事項に回答してください。（「はい」又は「いいえ」の欄にチェックを入れてください。受検に同意しない場合、可能であれば、備考欄にその理由の記述をお願いします。）

質　問　事　項	はい	いいえ	備　　考
薬物検査の受検に同意します。			

以上、相違ありません。（自　署）

年　　月　　日

所属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

階級＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

付紙第４

薬物検査に係る業務の流れ

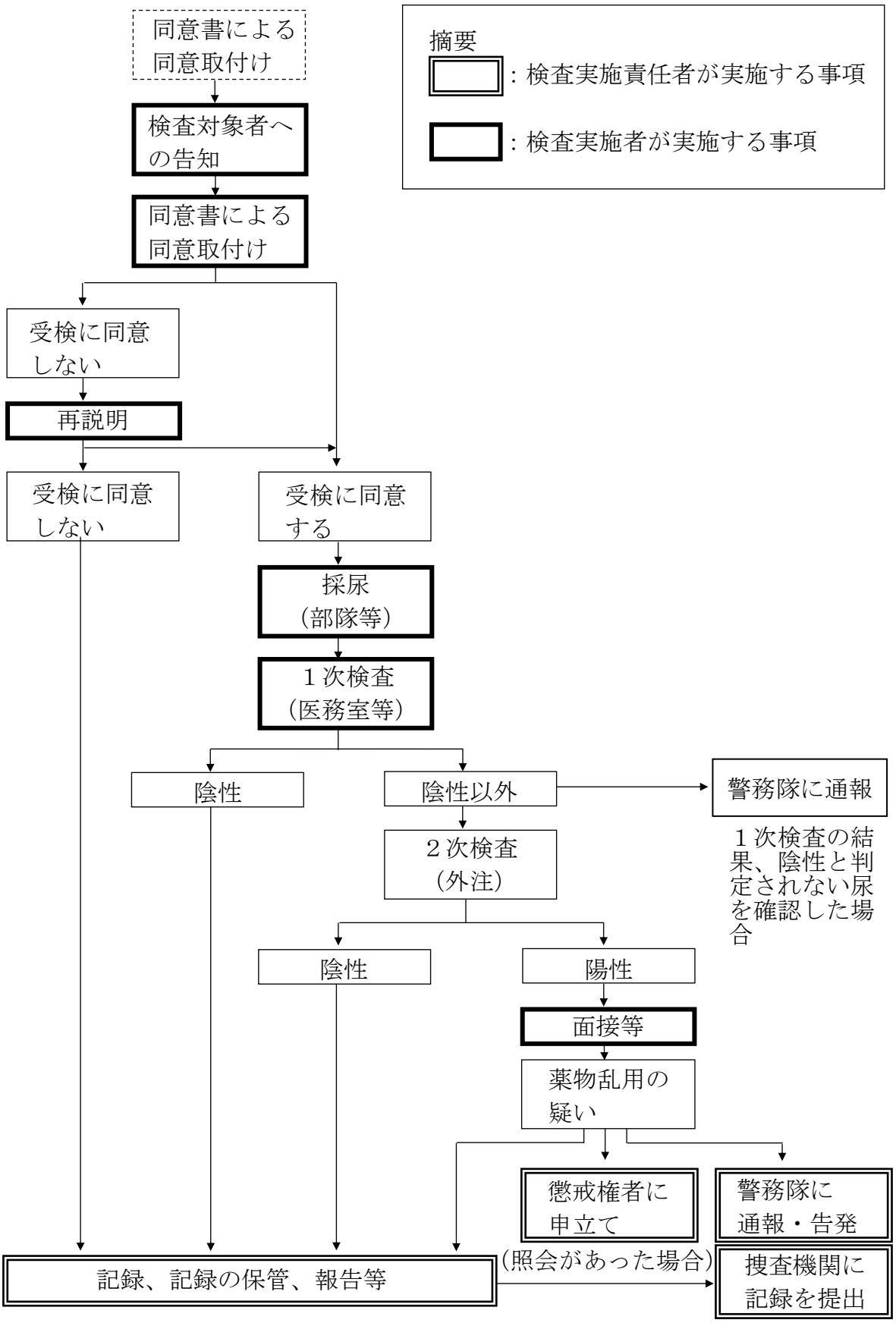

付紙第５

薬物検査に同意しない自衛官
（人教定第２１４号）

（部隊名　　）

番号	所属	階級	氏名	認識番号	同意を求めた年月日（１回目）	同意を求めた年月日（２回目）	同意しない理由	当該自衛官が所属する部隊等が薬物検査を実施した年月日	当該自衛官の検査実施者	その他の特記事項

注：記入後は、陸上自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達（陸上自衛隊達第３２－２５号（令和４年３月３０日））に基づき取扱う。

付紙第６

薬物検査実施等記録

１　検査対象者

所属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

階級＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　検査への同意（注１）

同　意　・　同意しない

３　１次検査受検日

年　　月　　日

４　検査結果（注２）

陰　性　・　陰性以外

検査実施者　官職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

階級＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注１　該当するものを〇で囲む。
　　検査に同意しない場合は、第３項及び第４項は記入しない。
注２　検査対象者の１次検査の結果又は１次検査で陰性と判定されなかった場合は２次検査の結果について、該当するものを〇で囲む。

注：記入後は、陸上自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達（陸上自衛隊達第３２－２５号（令和４年３月３０日））に基づき、取扱う。

付紙第７

薬物検査実施状況報告書
（人教定第２１５号）

（検査実施責任者　　）　　（単位：人）

部隊等名	実施年月日等	検査対象者の数 A=B+G	受検者の数 B=C+D	陰性判定の数 C	陽性判定の数 D	告発等の数 E	申立ての数 F	未受検者の数 G	不同意者の数 H	備 考
合　　計										

注　１　複数の方面区で受検した部隊等は、部隊等名の欄において、受検した方面区名を付記する。

２　実施年月日等とは、薬物検査の実施日又は薬物検査を実施した期間をいう。

３　陰性判定には、薬物尿検査キットによる検査において陰性以外の判定の結果を受けて行った再検査により陰性と判定された場合を含む。

４　告発等とは、陽性反応となった者のうち、捜査機関への通報又は刑事訴訟法第２３９条第２項に基づく告発がされた者をいう。

５　申立てとは、陽性反応となった者のうち、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第６８条に基づく申立てがされた者をいう。

６　未受検者とは、検査対象者のうち受検しなかった者をいう。

７　不同意者とは、未受検者のうち、薬物検査に同意することなく受検しなかった者をいう。このうち、前回に引き続き同意することなく受検しなかった者の人数は、（　）に内数で記入する。

８　備考欄には、不同意者を除く未受検者の内訳を記入する。